

分類		指摘事項	措置の内容	提出書類
勧告	全体	少なくとも次の点については、本件契約の履行として不十分若しくは疑義があり、又は確認が必要なものとせざるを得ないと考える。（中略） これらの事項について、必要な提出物の提出及び確認、並びに履行内容の精査なしに業務の完成を認めた検査調書に基づいて行われた本件契約に係る委託料の支払は、不当なものであると認められる。 受注者に対し、不足している提出の追完等を求め、再度履行内容を検査の上、必要な場合は減価採用を行い差額の返還を求めるなど、必要な措置を講じること。 特に、４（３）イ及びキは、公金の支出に当たっての説明責任の観点から、受注者から十分説明を徴取するなどして再検査を行うこと。		・以下の各項目のとおり （各項目における書類確認をした結果、減価しない方針）
	ア	第１の１（２）シで使用機器の検定書がないとしている点について、測量業務特記仕様書１－６は、使用する機器について、所定の点検及び検定に合格した機器又はこれと同等以上のものと定めているところ、使用機器の具体の検定状況を確認していない。	○受注者に対して、追加資料の提出を求め、提出物の確認をした。	○業務計画書のうち以下の書類≪各事務所における使用機器≫ ・トータルステーション検定証明書 ・トータルステーション点検報告書
	イ	第１の１（２）セの指摘に関連して、監査対象所属は、面積計算は任意座標で行われている旨説明しているが、測量業務特記仕様書８は、面積計算について、土地の面積について座標計算により求積を行うこと、座標値については、世界座標系を基本とする、世界座標系によりがたい場合は、監督職員と協議することを定めているところ、「世界座標系によりがたい」ことについて、どのような協議がなされたのか、業務打合せ書が作成されておらず明確ではない。受注者と法務局との協議があったとの説明であるが、当初の多角点網図の起点、終点が世界測地系による座標値が与えられている公共基準点であるのに、経路上で経由していた公共基準点の１点が亡失したことで、世界測地系に「よりがた」くなることについて、受注者からの説明が尽くされているとは認めがたい。	○受注者から勧告に対する詳細な説明文の提出を求めて、提出物の確認をした。	○説明文書（住吉商業高校のみ）
	ウ	第１の１（２）タで、境界点間測量が行われていないという点について、実施されているのであれば、確認できる資料の提供を受け、確認する必要がある。	○受注者に対して、境界測量精度管理表の提出を求め、提出物の確認をした。	○境界測量精度管理表（全校分）
	エ	第１の１（２）ネで、指示等に係る書面が作成されていないという点について、具体的には、不動産登記測量業務委託仕様書第10条の２は業務打合せ書の作成、提出を受注者に求めているが、一切提出されていない。	○受注者に対して、打合せ記録簿の作成及び提出を求め、提出物の確認をした。	○打合せ記録（全校分）
	オ	第１の１（２）ノで、主任担当者の資格証等提出がないという点について、測量業務特記仕様書１－３は、主任担当者の測量の資格等について一定の条件を課しているが、監査対象所属は業務歴の確認は不要として、確認を実施していない。	○受注者に対して、主任担当者の資格確認のため土地家屋調査士法人の登録事項証明願及び主任技術者経歴書の提出を求め、提出物の確認をした。	○土地家屋調査士法人の登録事項証明願 ○主任技術者経歴書
	カ	第１の１（２）ハで、業務計画書の作成、提出がなされていないという点について、不動産登記測量業務委託仕様書第５条は、詳細計画を立て、これを提出することを受注者に求めているが、一切提出されていない。	○受注者に対して、事業計画書の作成及び提出を求め、提出物の確認をした。	○業務計画書（全校分）
	キ	第１の１（２）フ（ア）で、明細書の「復元測量」に計算点も計上されているという点について、測量業務特記仕様書４－１は、現地に境界となる測点を設置し復元することを求めている。これについて、監査対象所属は、明細書に計上された復元測量27点については、最終的な一筆地における筆界点だけでなく、その過程で分合筆していくために復元した各筆の筆界点（合筆後にはなくなる筆界点）も含まれており、筆界点があったとしても現況は学校敷地内部の一部であるような場合や、分合筆作業途中のような場合においては、復元測量を行ったとしても標を設置することはないと説明している。 しかしながら、学校の敷地内、ことに本件ではグラウンド内に当たる位置にある本市所有の廃道敷との境界点について、現地でどのような作業が行われたのかは明らかではなく、計算上で座標値を算出し、図面にしたとも考えられる。 現地で作業を行い、仮設標等による現地復元を前提とする復元測量について、現地作業が全くなくとも１点として同額を計上することは、財務会計行為として不当との疑いを抱かざるを得ない。	○受注者に対して、改めて測量の実施を依頼し、本課職員立会いのもと現地測量を行い、写真及び境界測量精度管理表の作成及び提出を求め、提出物の確認をした。	○復元作業（住吉商業高校のみ） ・写真 ・境界測量精度管理表
	ク	第２の３（２）ホの指摘に関連して、監査対象所属は、境界点測量に係る観測手簿やトラバース計算書は提出を求めているとしているが、測量業務特記仕様書10は、成果品に付して提出すべき書類として、測量野帳やトラバース計算書を定めており、観測手簿は測量野帳にかわるものとみるべきであるから、これらが提出されていないことは、提出書類の不足となる。	○受注者に対して、追加で資料の提出を求め、提出物の確認をした。	○境界点測量に関する図書（全校分） ・逆計算書 ・観測手簿 ・計算書